

神奈川県最低賃金

令和7年
10月4日から

時間額

1,225 円



業務改善助成金



業務改善助成金コールセンター

0120 (366) 440



キャリアアップ助成金

神奈川県助成金センター

045 (650) 2859

最低賃金

とは

働くすべての人に

賃金の最低額を保証する制度です！



最低賃金に関する問合せ先

神奈川県労働局賃金室

045 (211) 7354



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額	活用のポイント
30円コース	30～130万円	賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
45円コース	45～180万円	中小企業が利用可能
60円コース	60～300万円	助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
90円コース	90～600万円	交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)	活用のポイント
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)	賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)	中小企業、大企業どちらでも利用可能
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)	原則、事業場内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
6%以上の場合	7万円(4.6万円)	改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	活用のポイント
	基本部分 賃上げ加算	
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	労働時間削減等の取組計画の作成が必要
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
	6～360万円(※2)	助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)雇員数の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途確保向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は賃格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に適用し賃格等手当支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額	活用のポイント
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円	職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円	10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円	中小企業、大企業どちらでも利用可能
		助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)	活用のポイント
①賃金規定制度	50万円	雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
②諸手当等制度	(40万円)	原則、中小企業、大企業どちらでも利用可能(※)
③人事評価制度		助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
④職場活性化制度	25万円	対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
⑤健康づくり制度	(20万円)	(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)	

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)